

食安輸発0911第2号
平成26年9月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産生食用あかがい)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号(最終改正:平成26年9月11日付け食安輸発0911第1号)に基づき実施しているところです。

このたび、輸入時のモニタリング検査の結果、食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降、韓国産生食用あかがいについては、同計画 IV-1 の1 (1) の「検査強化対象食品」として取り扱うこととしますので、御了知の上、関係者等への周知方よろしく申し上げます。